令和３年度第４回五島市農業委員会総会会議議事録（公表用）

開会日時	令和３年７月２７日　午後１時３０分							
閉会日時	令和３年７月２７日　午後３時２０分							
場所	五島市役所新庁舎３階大会議室							
農業委員出席委員（１８名）	１	南　忠明			３	山﨑　早苗	４	平田　光昭
	５	荒木　富男	６	今里　誠一			８	山本　実雄
	９	小林　善孝	１０	古里　善秀	１１	寺脇　八夫	１２	長尾　五男
	１３	上村　孝幸	１４	角田　隆章	１５	尾崎　初雄	１６	本村　元
	１７	寺坂　誠一	１８	林　賢市	１９	山田　勝久		
欠席委員（１名）	２	出口　幸博	７	中村　耕二				
推進委員出席委員（一名）								
欠席委員（一名）								
署名委員	１０	古里　善秀	１４	角田　隆章				
事務局	事務局長：田脇栄二　次長兼農地係長：津渡俊和　主査：阿野舞子　事務職員：浜上研人 会計年度任用職員：井川勝博							
	分室　富　江：設楽　敦　玉之浦：谷合涼三　三井楽：野口作実 岐　宿：山田康弘							

	議　　題	件　　名	結　　果
上程案件及び処理結果	議案第 26 号	農地利用状況調査に係る非農地の判断について	可　　決
	議案第 27 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	可　　決
	議案第 28 号	農地法第 4 条の規定による許可申請に係る意見について	可　　決
	議案第 29 号	農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について	可　　決
	議案第 30 号	五島農業振興地域整備計画変更（農領地区域の編入・除外）に係る意見について	可　　決
	議案第 31 号	農用地利用集積計画の決定について	可　　決
	議案第 32 号	農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について	可　　決
	議案第 33 号	農用地利用配分計画（案）に対する意見について	可　　決

＝午後 1 時 30 分　開会＝

□事務局長

それでは、令和 3 年度　第 4 回五島市農業委員会総会の開催にあたりまして、総会出席者数等のご報告をさせて頂きます。

本日は、2 番　出口幸博 委員、7 番　中村耕二 委員より欠席の旨通知があっており、総会の出席委員は、19 名中 17 名となります。

よって、五島市農業委員会総会　会議規則第 9 条に規定しております、出席者数を満たしていることをご報告申し上げます。

それでは、これからの総会の進行を山田会長にお願い致します。

〇議長

皆さんこんにちは。

出席委員は定足数に達しました。これより、令和 3 年度第 4 回五島市農業委員会総会を開会いたします。

〇議長

はじめに、議案第 26 号「農地利用状況調査に係る非農地の判断について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

はい、議長。

議案第 26 号農地利用状況調査に係る非農地の判断についてご説明いたします。1 ページ

をご覧ください。
　農業委員会は、毎年1回農地法第30条に基づく農地利用状況調査を実施し、遊休農地の所有者等に対し、農地法第32条に定める意向調査を実施することとなっております。手続きの流れとしましては、利用状況調査の結果をもとに、その土地が『農地法の運用について　第4(3)』に示される農地に該当するか否かの判断基準に基づき、五島市では地区協議会において判断を行なっております。その後、農業委員会総会での議決を経て所有者等及び関係機関への通知を行うこととなります。2、3ページをご覧ください。
　今月行われました各地区協議会において対象地の現況確認と農地・非農地の判断を行っていただいた結果を掲載しております。
　今回非農地と判断されたものは、田17筆、畑7筆で、面積は10,782㎡となっております。4月からの累計は、田35筆、畑52筆、樹園地0筆で合計面積は65,840㎡となっております。以上です。

○議長
　質疑を行います。
　質疑はございませんか。
　―「なし」という者あり―

○議長
　質疑を終わり、採決いたします。
　議案第26号「農地利用状況調査に係る非農地の判断について」は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
　―「異議なし」という者あり―

○議長
　ご異議なしと認めます。よって、議案第26号「農地利用状況調査に係る非農地の判断について」は、原案のとおり可決されました。

○議長
　次に、議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局
　4ページをお開きください。
　議案説明の前に農地法第3条の規定による許可申請に関する参照条文を要約してご説明いたします。
　耕作目的で、農地を売買又は貸借する場合には、一定の要件を満たし、農業委員会の許可を受ける必要があります。
　権利移動に係る許可要件ですが、第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などにより判断いたします。以上です。

○議長
　それでは、議案第27号の1番を審議いたします。
　なお、議案第27号の1番については1番南忠明委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許しま

す。
　－1番退席－

○議長
　事務局の説明を求めます。

□事務局
　はい、議長。
　議案第27号、1番、
　権利：所有権移転　無償　贈与
　所在：上大津町ほか　畑4筆　14,126㎡
　譲渡理由：高齢のため息子に経営を移譲する。
　譲受理由：父より譲り受けて農業経営の拡大を図る。
　7月16日に大津・奈留地区協議会及び福江地区協議会において現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長
　議案第27号の1番について質疑を行います。
　質疑はございませんか。
　―「なし」という者あり―

○議長
　では、採決いたします。議案第27号の1番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
　―賛成委員は挙手―

○議長
　出席委員の過半数に達しています。よって議案第27号の1番は許可されました。
1番　南忠明委員の除斥を解き、出席を求めます。
－1番出席－

○議長
　次に、議案第27号の2番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局
　議案第27号、2番、
　権利：所有権移転　有償　売買
　所在：吉田町　畑1筆　1,307㎡
　譲渡理由：相手方の要望により譲受人へ譲り渡す
　譲受理由：譲渡人より譲受けて農業経営の規模拡大を図る
　7月16日に本山・大浜地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長
　議案第27号の2番について質疑を行います。

質疑はございませんか。
―「なし」という者あり―

○議長
では、採決いたします。議案第27号の2番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
―賛成委員は挙手―

○議長
出席委員の過半数に達しています。よって議案第27号の2番は許可されました。

○議長
次に、議案第27号の3番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局
はい、議長。
議案第27号、3番、
権利：使用貸借権　設定期間は5年間
所在：野々切町　畑2筆　6,009㎡
貸付理由：長崎市に住んでおり、耕作できないので当該地を貸し付ける。
借受理由：当該地を借り受けて農業経営の規模拡大を図る。
借受者は畜産農家で、農地をもっておりませんでしたので、7月16日に本山・大浜地区協議会において、借受人と面接し、新規農地取得に伴う聞き取り調査及び現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長
議案第27号の3番について質疑を行います。
質疑はございませんか。
―「なし」という者あり―

○議長
では、採決いたします。議案第27号の3番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
―賛成委員は挙手―

○議長
出席委員の過半数に達しています。よって議案第27号の3番は許可されました。

○議長
次に、議案第27号の4番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局
はい、議長。
議案第27号、4番、
権利：所有権移転　有償　売買
所在：岐宿町　畑1筆　2,487㎡

譲渡理由：今後就農しないので農地を譲渡したい。
譲受理由：譲受けて経営主とともに農業に精進したい。
7月16日に山内地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長
議案第27号の4番について質疑を行います。
質疑はございませんか。
―「なし」という者あり―

○議長
では、採決いたします。議案第27号の4番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
―賛成委員は挙手―

○議長
出席委員の過半数に達しています。よって議案第27号の4番は許可されました。

○議長
次に、議案第28号の「農地法第第4条の規定による許可申請に係る意見について」を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局
はい、議長。
議案説明の前に農地法第4条及び第5条の規定による許可申請に関する参照条文を要約して説明します。7から8ページをごらんください。
農地の転用は農地以外にするため、又は、採草放牧地以外のものにするために権利を設定し又は移転する場合には、都道府県知事の許可を受けなければならない。
許可基準は、立地基準と一般基準のこの2つの基準を満たす場合に限り許可することができる。
立地基準は、農用地区域内の農地と甲種農地及び第1種農地については、原則として転用を許可することはできないが、農業用施設等に供する場合は許可することができる。
市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地については、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合以外は許可できるとなっております。
また、市街地化の傾向が著しい区域内にある第3種農地は原則として許可できる。
一般基準は、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障、一時転用、土地改良事業受益地からの除外である場合の取扱い、農用地区域からの除外について、です。

○議長
それでは、議案第28号の1番を審議いたします。
なお、議案第28号の1番については1番南忠明委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。
－1番退席－

○議長
　事務局の説明を求めます。

□事務局
　はい、議長。
　それでは、9ページの議案第28号の1番をご説明いたします。
　所在、申請人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。
　申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地であります。
　申請地は、原状のまま利用し、隣接農地との境界にコンクリートブロックを設置しますので土砂等の流失や崩壊は無く、建物を平屋建てとすることにより、日照・通風・耕作等に被害の恐れは無いと思われます。また、雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽で処理し、道路側溝に放流する計画となっております。

○議長
　次に、議案第28号の1番に対する地区協議会会長の報告を求めます。
　大津・奈留地区協議会会長、報告お願いします。

□大津・奈留地区協議会会長
　（登壇）
　大津・奈留地区協議会の予備審議結果を報告いたします。
　ただいま議題となりました、議案第28号の1番について、当協議会は去る7月16日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。
　本案について申請地は、農地法第4条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。
　以上で大津・奈留地区協議会の報告を終ります。
（降壇）

○議長
　大津・奈留地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。
　質疑はございませんか。

○角田委員
　はい。隣が○○○○の建物ですか。
　周りには、民家も何もない。

○議長
　はい。
　他にございませんか。

○議長
　では、質疑を終わり、採決を行います。
　議案第28号の1番に対する大津・奈留地区協議会会長の報告は、許可相当であります。報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。

―「異議なし」の発言あり―

○議長
ご異議なしと認めます。よって、議案第 28 号の 1 番は許可相当と決しました。
1 番　南忠明委員の除斥を解き、出席を求めます。
－1 番出席－

○議長
次に、議案第 29 号の「農地法第第 5 条の規定による許可申請に係る意見について」を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局
はい、議長。
それでは、10 から 11 ページをご覧ください。農地法第 5 条の参照条文については、農地法第 4 条参照条文のとおりであります。説明は割愛させていただきます。

それでは、12 ページをご覧ください。議案第 29 号の 1 番をご説明いたします。
権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。
申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第 1 種農地となっておりますが、集落に接続して設置されるものについては、例外的に許可をすることができるとなっております。
申請地は、原状のまま利用し、隣接地境界には、コンクリート擁壁を設置する計画となっており、土砂等の流失や崩壊の恐れは無いと思われます。建物は平屋建で、日照、通風等に影響はないと思われ、近隣の営農に支障はないと思われます。また、雨水排水は自然流下とし、汚水・生活雑排水については合併浄化槽で処理し道路側溝に排水する計画となっております。

次に、13 ページをご覧ください。議案第 29 号の 2 番をご説明いたします。
権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。
申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域内にあります。おおむね 10 ヘクタール未満の農地の規模で市街地化が見込まれる第 2 種農地であります。
申請地は、原状のまま利用し、隣接地境界には、擁壁を設置し、敷地全体を砕石敷きすることにより土砂等の流失や崩壊の恐れは無いと思われます。当該転用事業は、足場材を主に露天の資材置場を目的としますので日照、通風等に影響はなく、近隣の営農に支障は及びません。また、雨水排水は、敷地内で自然流下する計画となっております。

次に、14 ページをご覧ください。議案第 29 号の 3 番をご説明いたします。
権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。
申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあります。市役所の支所等からおおむね 300m 以内の農地で第 3 種農地であります。
申請地は、原状のまま利用し、土砂等の流失や崩壊の恐れは無いと思われます。当該申請地の周囲は、宅地化が進んでおり近隣に耕作している農地は無く、近隣の営農に支障は及びません。また、雨水排水は自然流下とし、汚水・生活雑排水については合併浄化槽で

処理し道路側溝に排水する計画となっております。

最後に15から16ページをご覧ください。議案第29号の4番及び5番をまとめてご説明いたします。

所在、譲受人、譲渡人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。

4番及び5番の議案につきましては、農業振興地域内の農用地区域外にあり、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地であります。

申請地は、現状のまま利用し、土砂等の流失や崩壊の恐れはないと思われます。また、ソーラーパネル252枚の発電能力49.5ｋｗの太陽光発電所を1基設置して九州電力へ売電する計画となっております。

雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水の発生は、ございません。以上です。

○議長

次に、議案第29号に対する地区協議会会長の報告を求めます。

質疑はそれぞれ、地区協議会会長報告のあとに行います。

それでは、議案第29号の1番に対する大津・奈留地区協議会会長の報告を求めます。

□大津・奈留地区協議会会長

（登壇）

大津・奈留地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第29号の1番について、当協議会は去7月16日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

本案について申請地は、農地法第5条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。

以上で大津・奈留地区協議会の報告を終ります。

（降壇）

○議長

大津・奈留地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

―「なし」という者あり―

○議長

質疑を終わります。

つづきまして、議案第29号の2番に対する福江地区協議会会長の報告を求めます。

□福江地区協議会会長

（登壇）

福江地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第29号の2番について、当協議会は去る7月16日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

本案について申請地は、農地法第5条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。

以上で福江地区協議会の報告を終ります。
（降壇）

〇議長
福江地区協議会会長代理の報告に対し質疑を行います。
質疑はございませんか。

〇議長
質疑を終わります。
次に、議案第 29 号の 3 番に対する富江地区協議会会長の報告を求めます。

□富江地区協議会会長
（登壇）
富江地区協議会の予備審議結果を報告いたします。
ただいま議題となりました、議案第 29 号の 3 番について、当協議会は去る 7 月 16 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。
本案について申請地は、農地法第 5 条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。
以上で富江地区協議会の報告を終ります。
（降壇）

〇議長
富江地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。
質疑はございませんか。

〇〇〇委員
はい。
申請地の手前の住宅がありますが、この併用地というのがわからないのですが。

□事務局
その申請地の敷地に入るために使用する進入道でございます。

〇〇〇委員
いままでは、これを使っていたのか。

□事務局
宅地から農地への進入路として使っていました。

〇〇〇委員
併用地は、もっと端っこにしてもいいのかなと思いますが。

□事務局
申請では、このような形にあがってきています。

〇〇〇委員

では、農地が少し残るという事ですか。

□事務局
いいえ、農地は残りません。

○○○委員
ここの縦長の土地は残らないのか。

□事務局
縦長の土地は、宅地です。
併用地を含めて、すべて元々宅地です。

○○○委員
上の土地だけが農地だったということですか。

□事務局
はい。

○○○委員
わかりました。

○議長
質疑を終わります。
つづきまして、議案第29号の4番および5番に対する三井楽地区協議会会長の報告を求めます。

□三井楽地区協議会会長
（登壇）
三井楽地区協議会の予備審議結果を報告いたします。
ただいま議題となりました、議案第29号の4番及び5番について、当協議会は去る7月16日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。
議案第29号の4番及び5番の申請地は、農地法第5条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。
以上で三井楽地区協議会の報告を終ります。
（降壇）

○議長
三井楽地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。
質疑はございませんか。
―「なし」という者あり―

○議長
質疑を終わり、採決は一括して行います。
議案第29号の1番から5番に対する各地区協議会会長の報告は、許可相当であります。報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。

―「異議なし」の発言あり―

○議長
ご異議なしと認めます。よって、議案第29号の1番から5番は、許可相当と決しました。

○議長
次に、議案第30号　五島農業振興地域整備計画変更、農用地区域の編入・除外に係る意見について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局
はい、議長。
17ページをご覧下さい。
五島市農業振興地域整備計画変更、農用地区域の編入・除外に関する関係条文を要約してご説明いたします。
農業振興地域の整備に関する法律施行規則の中で、市町村が行う農業振興地域整備計画を策定または変更しようとするときは、農業委員会の意見を聴くものとする、となっております。
また「市町村農業振興地域整備計画の管理要領」の農用地利用計画の変更判断基準に基づき、農用地区域内の土地を農用地区域から除外する変更の可否の判断に当たっては、
①農用地等以外にすることが必要かつ適当で、農用地区域以外に代替すべき土地をもってかえることが困難と認められること。
②農用地の集団化、農作業の効率化その土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
③効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
④土地改良の機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
⑤土地改良事業等が、完了後8年を経過しているものであること。
以上5つの要件に留意することになっています。続いて、議案の説明をいたします。

18ページをお開き下さい。
議案第30号、1番、
申出人、及び利用者につきましては、議案書記載のとおりでございます。
所在地、岐宿町　田1筆　4,078㎡、編入の目的は、農地で、編入の理由は、「現在は飼料作物を作付けしており、中山間地域等直接支払交付金事業に取り組みながら農地として管理していくため編入したい。」とのことで、編入後は、「中山間地域等直接支払交付金事業」の活用により、継続的に飼料作物などを作付し、農地の保全に努める。とのことです。

19ページをご覧ください。
2番、申出人、及び利用者につきましては、議案書記載のとおりでございます。
所在地、岐宿町　田1筆　2,934㎡、編入の目的は、農地で、編入の理由は、「現在は飼料作物を作付けしており、中山間地域等直接支払交付金事業に取り組みながら農地として管理していくため編入したい。」とのことで、編入後は、「中山間地域等直接支払交付金事業」の活用により、継続的に飼料作物などを作付し、農地の保全に努める。とのことです。

20ページをお開きください。

3番、申出人、及び利用者につきましては、議案書記載のとおりでございます。
所在地、岐宿町　田1筆　680㎡、編入の目的は、農地で、編入の理由は、「現在は飼料作物を作付けしており、中山間地域等直接支払交付金事業に取り組みながら農地として管理していくため編入したい。」とのことで、編入後は、「中山間地域等直接支払交付金事業」の活用により、継続的に飼料作物などを作付し、農地の保全に努める。とのことです。

21ページをご覧ください。
4番、申出人、及び利用者につきましては、議案書記載のとおりでございます。
所在地、岐宿町　田2筆　9,029㎡、編入の目的は、農地で、編入の理由は、「現在は飼料作物を作付けしており、中山間地域等直接支払交付金事業に取り組みながら農地として管理していくため編入したい。」とのことで、編入後は、「中山間地域等直接支払交付金事業」の活用により、継続的に飼料作物などを作付し、農地の保全に努める。とのことです。

22ページをお開きください。
5番、申出人については、議案書のとおりです。
所在地、三井楽町　畑3筆　1,817㎡、除外の目的は、太陽光発電設備建設用地、施設の概要としては、太陽光パネル設置252枚、パワーコンディショナー9台
除外の理由は、「譲受人は現在、再生可能エネルギーによる発電事業、電力販売を主として営業している。しかし太陽光発電設備建設用地として利用できる土地を保有していない。今後の会社の規模拡大のために、今回新たに太陽光発電所用地を購入し、売電をしていくために当該農地を転用したい。」とのことです。

23ページをご覧ください。
6番、申出人については、議案書のとおりです。
所在地、　三井楽町　畑1筆　3,707㎡のうち1,807㎡、除外の目的は、太陽光発電設備建設用地、施設の概要としては、太陽光パネル設置 252 枚、パワーコンディショナー9台
除外の理由は、「譲受人は現在、再生可能エネルギーによる発電事業、電力販売を主として営業している。しかし太陽光発電設備建設用地として利用できる土地を保有していない。今後の会社の規模拡大のために、今回新たに太陽光発電所用地を購入し、売電をしていくために当該農地を転用したい」とのことです。以上です。

○議長
次に、議案第30号の1番から6番に対する地区協議会会長の報告を求めます。質疑は地区協議会会長報告のあとに行います。
それでは、議案第30号の1番から4番に対する山内地区地区協議会会長の報告を求めます。

□山内地区協議会会長
（登壇）
山内地区協議会の予備審議結果を報告いたします。
ただいま議題となりました、議案第30号、五島農業振興地域整備計画変更に係る意見についての1番から4番について、当協議会は去る7月16日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。
農用地区域の編入のための当該計画変更は、「適当である。」との意見にすべきものと決しました。

以上で山内地区協議会の報告を終ります。
（降壇）

〇議長
山内地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。
質疑はございませんか。

〇〇〇委員
はい。
編入は良いんですが、どこまでの範囲が振興地域になっているのか、編入するにあたって近隣は振興地域なんでしょうけれども、その辺がはっきりわからないし、たまたま中山間事業というのが、毎回出ていたみたいなので、振興地域じゃなければ、中山間事業はできないので、そういう意味では、編入は良いんですが、その辺の範囲はどうなっているんでしょうか。
ほとんどが、範囲に入っていたのかどうか。

〇議長
ほとんどが、範囲に入っていたが、抜けとったところがあって、中山間事業を行うので編入を行うということです。

〇〇〇委員
抜けていたところがあったという事ですね。分かりました。

〇議長
質疑を終わります。
つづきまして、議案第 30 号の 5 番と 6 番に対する三井楽地区協議会会長の報告を求めます。

□三井楽地区協議会会長
（登壇）
三井楽地区協議会の予備審議結果報告をいたします。
ただいま議題となりました、議案第 30 号、五島農業振興地域整備計画変更に係る意見についての 5 番と 6 番について、当協議会は去る 7 月 16 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。
当該除外については、農地法第 5 条の農地転用許可基準から判断して転用許可相当と認められるので、「計画変更は、やむを得ない。」との意見にすべきものと決しました。
以上で三井楽地区協議会の報告を終ります。
（降壇）

〇議長
三井楽地区協議会会長代理の報告に対し質疑を行います。
質疑はございませんか。
―「なし」という者あり―

〇議長

質疑を終わります、採決は一括して行います。
議案第30号の1番から4番に対する地区協議会会長報告は、編入のための計画変更については、「適当である。」との意見であります。
また、議案第30号の5番と6番に対する地区協議会会長報告は、除外のための計画変更については、「やむを得ない。」との意見であります。
地区協議会会長報告のとおり、編入のための計画変更については「適当である。」除外のための計画変更については「やむを得ない。」とすることに、ご異議ございませんか。
―「異議なし」という者あり―

○議長
ご異議なしと認めます。よって、議案第30号の1番から4番までの4件は、「編入のための計画変更については適当である。」議案第30号の5番と6番は、「除外のための計画変更については、やむを得ない。」との意見に決しました。

○議長
次に、議案第31号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局
はい、議長。
議案説明の前に利用権の設定等を受ける者の要件等について要約してご説明いたします。
24、25ページをご覧ください。
農業経営基盤強化促進法における利用権設定等促進事業とは、農地を効率的に利用するため、地域の認定農業者や担い手に対し、農地の貸付け等を行う事業であり、設定等を受ける者は、農用地のすべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること等の要件を満たす必要がございます。なお、利用権の設定等を受ける者が、利用権の設定等を受けた後、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合であっても、その者が『農用地のすべてを効率的に耕作すること、また『地域の農業者との適切な役割分担の下に農業経営を行うことが見込まれること、更にその者が法人である場合には『業務執行役員のうち1人以上の者が耕作の事業に常時従事すること。』との要件を満たせば、解除条件付きの貸借ではありますが、農地を利用する権利を取得することができるようになっております。以上です。

○議長
それでは、議案第31号の1番1から1番3を審議いたします。
なお、議案第31号の1番1から1番3については、6番　今里誠一委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。
－6番退席－

○議長
事務局の説明を求めます。

□事務局
それでは、議案についてご説明いたします。26ページをご覧ください。

枝番が続いている場合は、借受人が同一な為、省略してご説明いたします。
1番1、申請地、畑2筆、14,518㎡
1番2、申請地、畑2筆、6,659㎡
1番3、申請地、畑1筆、3,855㎡
以上、1番1～1番3につきましては、更新で、契約内容は、賃貸借権となっております。
以上、申請番号1番1～1番3につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長
質疑を行います。
質疑はございませんか。
―「なし」という者あり―

○議長
質疑を終わり、採決いたします。
議案第31号、貸借権設定の1番1から1番3については原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
―「異議なし」という者あり―

○議長
ご異議なしと認めます。よって、議案第31号、貸借権設定の1番1から1番3は、すべて原案のとおり可決されました。
6番　今里誠一委員の除斥を解き、出席を求めます。
－6番出席－

○議長
次に、議案第31号の2番1以降を審議します。事務局の説明を求めます。

□事務局
はい、議長。
2番1、申請地、畑1筆、793㎡
2番2、申請地、畑1筆、2,297㎡
2番3、申請地、畑1筆、2,340㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです
以上、2番1～2番3につきましては、新規が2番3、それ以外は更新で、契約内容は使用貸借権となっております。

3番、申請地、畑2筆、3,653㎡
新規1筆と更新1筆で、契約内容は、賃貸借権となっております。

4番、申請地、畑1筆、1,828㎡
新規で、契約内容は、賃貸借権となっております。

5番、申請地、畑2筆、6,037㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。更新で、契約内容は賃貸借権となっ

ております。

6番 、申請地、畑1筆、2,086㎡
更新で、契約内容は、賃貸借権となっております。

7番 、申請地、 田1筆、3,516㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。新規で、契約内容は、賃貸借権となっております。

8番 、申請地、畑3筆、11,757㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。新規で、契約内容は賃貸借権となっております。

9番、申請地、畑2筆、8,063㎡
更新で、契約内容は、賃貸借権となっております。

10番、申請地、田6筆、4,543㎡
こちらは共有持ち分の全員の同意によるものです。新規で、契約内容は、使用貸借権となっております。

11番、申請地、田3筆、5,209㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。新規で、契約内容は、使用貸借権となっております。

続きまして所有権移転をご説明します。
12番 、申請地、畑1筆、5,618㎡
契約内容は売買となっております。

以上、申請番号2番1～12番につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長
質疑を行います。
質疑はございませんか。
―「なし」という者あり―

○議長
質疑を終わります、採決は一括して行います。
議案第31号、貸借権設定の2番1から11番までの12件、及び所有権移転の12番については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
―「異議なし」という者あり―

○議長
ご異議なしと認めます。
よって、議案第31号、2番1から12番については、原案のとおり可決されました。

○議長
　次に、議案第 32 号「農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局
　はい、議長。
　参照条文につきましては、議案第 31 号で説明したとおりでございますので省略いたします。
　1 番 1、申請地、畑 2 筆、6,810 ㎡
　1 番 2、申請地、畑 2 筆、3,922 ㎡
　1 番 3、申請地、畑 2 筆、3,219 ㎡
　1 番 4、申請地、畑 2 筆、3,421 ㎡
　1 番 5、申請地、畑 1 筆、69 ㎡
　1 番 6、申請地、田 2 筆、4,099 ㎡

　以上、1 番 1～1 番 6 の契約内容は、使用貸借権が 1 番 2、1 番 4 で、それ以外は賃貸借権となっております。

　1 番各号につきましては農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長
　質疑を行います。
　質疑はございませんか。
　―「なし」という者あり―

○議長
　質疑を終わり、採決いたします。
　議案第 32 号、貸借権設定の 1 番 1 から 1 番 6 は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
―「異議なし」という者あり―

○議長
　ご異議なしと認めます。
　よって、議案第 32 号の利用権設定の 1 番 1 外 5 件については、すべて原案のとおり可決されました。

○議長
　次に、議案第 33 号「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局
　はい、議長。
　それでは、農用地利用配分計画について要約してご説明いたします。34 ページをご覧く

ださい。
　農地中間管理事業の推進に関する法律において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、利用権の設定又は移転を行おうとするときは、農用地利用計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないとなっております。
　また、農地中間管理機構は、市町村に対し計画案を作成し、機構への提出を求めることができるとなっております。さらに、市町村は計画案の作成にあたり農業委員会の意見を聴くものとするとなっております。
　今回議案としておりますのは、先程可決いただきました議案第32号1番各号の利用権設定に係る配分計画であります。
　議案についてご説明いたします。35ページをご覧ください。

　1番、申請地、畑2筆、6,810㎡
　契約内容は、賃貸借権となっております。

　2番1、申請地、畑2筆、3,922㎡
　2番2、申請地、畑2筆、3,421㎡
　以上、2番1、2番2の契約内容につきましては、使用貸借権となっております。

　3番1、申請地、畑2筆、3,903㎡
　3番2、申請地、畑2筆、3,219㎡
　以上、3番1、3番2の契約内容につきましては、賃貸借権となっております。

　4番1、申請地、畑1筆、69㎡
　4番2、申請地、田2筆、4,099㎡
　以上、4番1、4番2の契約内容につきましては、賃貸借権となっております。

　以上、1番～4番の配分計画案につきましては、適当であると考えます。以上です。

○議長
　議案第33号について質疑を行います。
　質疑はございませんか。
　―「なし」という者あり―

○議長
　では、採決いたします。
　議案第33号の貸借権設定は、適当であるとの意見であります。
　原案のとおり、適当であるとの意見とすることにご異議ございませんか。
　―「異議なし」という者あり―

○議長
　ご異議なしと認めます。
　よって、議案第33号の1番外6件については、適当であるとの意見に決しました。

○議長
　議題は以上で終了いたしました。

○議長

次に報告・協議事項に入ります。

始めに、ながさき農業委員会１・１・１運動の各対策班の報告を行います。

□事務局　会議等報告・予定地について

1. ながさき農業委員会１・１・１運動の各対策班報告について
2. 会議等報告・予定について
3. 令和３年田畑売買価格等に関する調査について
4. 非農地証明交付願について
5. 土地改良法第３条に基づく資格者の証明について
6. 農地所有適格法人要件確認について
7. その他

○議長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして、令和３年度第４回農業委員会総会を閉会いたします。どうもお疲れ様でした。

＝午後　３時20分　閉会＝